

平成二十七年五月二十五日（月）晴

集團的自衛權容認の立場よりする安全保障法制定の國會審議今週開始の運びとなる。これに先立つ毎日新聞社實施の輿論調査にては反對が五十三%なりと云々。國會の審議進みてこれが賛成に轉ぜば、政府のいふ「叮嚀なる説明」の効果と評すべく、安倍政権への試金石注目を要す。

何分にも法案の内容未だ周知に至らざるゆゑ、具體的の議論不能なるも、恐るらくは原則論に終始して、條文の具體的審議不足のまゝの會期末強行採決なり。昭和三十五年安倍總理の祖父岸信介首相日米安保條約締結を急ぎ、警官を導入して採決を強行するも、結局退陣を餘儀なくせらる。安保闘争の闘士當時を振り返りて曰く、安保條約の内容全く念頭になかりけりと。爾後半世紀の間條約上の問題發生無きは偏へに世界情勢の平穩によるものにして、我が國として稀有の好運なりしかど、治に居て亂を忘れざるは千古の教訓なれば、今後想定せらるゝ不測の事態への對應と條文との關聯詳らかならざるべからず。

同じく半世紀も前のことなれど、少年法に就き識者論じて曰く、この法の趣旨は偶々罪を犯せる少年の保護更生にあり、その被害者は狂犬に噛まれつと觀念すべしと。當時は戦前の道徳なほ健在なれば、この趣旨問題なく世に行はれき。然るに「未成年ならば何をしても無罪」とばかりに少年犯罪兇惡化し、生命の大切さ教へむと言ひける校長は親を滅多刺しに殺す生徒に言葉を失ひ、被害者も狂犬とは諦めきれず、刑事處分可能年齢は二歳引下げ十四歳以上と嚴罰化す。もし少年犯罪に對して、法の趣旨を尊重の上、批判を懼れず、道義に立脚せる裁判行はれにければ、兇惡化を抑止し得て、嚴罰化も要せざらまし。

此を見、彼を思ふに法律の有効性は道徳の水準と世界情勢の治亂とに依據すること斯くの如し。而して道徳は常に低下の傾向を持ち、世界は常に亂に向ふこと、自然のエントローピーに同じ。世に法治主義とて法律萬能を唱ふるあるも、この二者の健全なる存在無くば、法律は所詮機能せず。

安保政策も世界情勢の惡化を防ぐための抑止力向上を目指さざれば、更に強力の軍備を迫らるゝこと、南沙諸島の現實に思ひ半ばを過ぐるものあるべし。安保論議に於て屢々「總理の一存にて戦争となる」の論を聞く。世は民主主義なり。國民道徳頹廢せば、戦争を企む人物の總理當選もあり得べし。論者はかゝる總理による戦争發動を法律により防止せむとする餘り、肝腎の抑止力への考察を拋棄す。道義の頹廢を坐視するの害これに極まるといふべし。

（平成二十七年五月二十五日受附）